

令和元年8月22日開催

次世代支援・教育力向上特別委員会

委員長報告

令和元年9月定例会

委員長 稲川和成

去る6月定例会において報告がありましたとおり、当委員会の委員長に不肖私が、副委員長に石橋俊伸委員がそれぞれ互選されておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、去る8月22日に開催されました当委員会の審査概要について、順次ご報告申し上げます。

初めに、報告事項の1「いじめ根絶に向けた取り組み状況について」報告を求めましたところ、次のような説明を徴しました。

まず、川口市いじめから子どもを守る委員会の平成30年度の活動状況として、相談業務を6ケースに対し延べ14回、調査・調整活動を2回、定例会を月1回、及び平成30年度から始めた「いじめ対応についての勉強会」を2回行なったとのこと。「いじめ対応についての勉強会」は、学校現場において、いじめを早期発見・早期対応し、重大事態に発展させないために、教職員等の対応力の向上を図るものであるとのこと。第1回目は夏休み中の8月8日に、第2回目は冬休み中の12月27日に、裁判例などの講義の後、グループ討議等を行ない有効ないじめ対応の理解を深めたとのこと。

委員会を通して見えた課題として、1つ目は、子どもが自分で電話をしてきたが、保護者につながらなかつたため、面接に至らなかつたケースがあり、その場合の対応として、教育委員会が行なっている電話相談と連携する必要があるとのこと。2つ目は、学校側にも保護者対応についての相談先が必要な場合があるため、当委員会を利用できることの認識を深める必要があるとのこと。3つ目は、いじめを受けた側の子どもの気持ちに寄り添う姿勢が不十分な教員もいたため、教員自身のいじめへの理解を深めるとともに、対応力などの向上を図るための勉強会を継続していくことが必要であるとのこと。4つ目は、外国籍の子どもや保護者からの相談はないが、相談をしやすい仕組みが必要であるとのこと。以上の点を念頭に置き、いじめ根絶に向けた対応を図るとのこと。

また、教育委員会におけるいじめ防止の取り組みについて、学校いじめ防止基本方針の策定やいじめ問題に関する校内研修、いじめアンケート調査の実施など7項目について市内全ての小・中学校で実施しているとのこと。これにより、いじめ問題への意識の高まりから平成28年度及び平成29年度の解消率は、国や県よりも高い水準にあり、平成30年度の認知件数の増加から、法に照らし合わせ各学校において軽微なことも見逃さず、細かく認知したとのこと。

加えて、「川口市いじめ問題対策協議会」の設置・運営をはじめ、「いじめゼロサミット」の開催、いじめ相談テレフォン・いじめ相談メールの設置、教職員の研修、及び市立小・中・高等学校全校にいじめ対応教員を配置しているとのこと。

さらに、各学校において「学校いじめの防止等のための基本的な方針」を作

成し、いじめの未然防止、早期発見、組織的な対応などに努め、保護者や地域住民がその内容を確認できるよう各学校のホームページへ掲載しているとのことでありました。

以上のような説明に対して、まず、いじめから子どもを守る委員会の課題において、寄り添う姿勢が不十分な教員について問われ、これに対して、子どもからの相談や学校での調査・調整活動を通して、いじめの事案に対する認識の差がみられたものであるとのこと。

また、教育委員会が行なっているいじめ対策におけるいじめ解消率が100パーセントにいたらない理由について問われ、これに対して、いじめが解消している状態とは、いじめに係る行為が3か月止んでいて、かつ被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことが必要で、どちらか一方が解消されていないためであるとのこと。

さらに、いじめ相談テレフォン・いじめ相談メールの相談件数が少ないことへの改善策について問われ、これに対して、メール相談は検討課題だが、電話相談については今年度から受付時間を1時間延長して対応しているとのことでありました。

このほか、いじめの解決において保護者や地域への協力を得られるための仕組みづくりについて等、質疑応答の後、本報告を終了いたしました。

次に、報告事項の2「川口市子どもの生活実態調査の結果について」報告を求めましたところ、次のような説明を徴しました。

平成27年の「国民生活基礎調査」の結果から算出した全国の子どもの貧困率は、13.9パーセント、7人に1人が相対的貧困状態にあるとされ、本市においても、子どもとその家庭を取り巻く状況を調査し、把握すべきであることから、本市における子どもの貧困の施策立案に資するべく、困難な状況に置かれている子どもの実態を把握するため、「アンケート調査」及び「ヒアリング調査」を実施したとのこと。

まず、「アンケート調査」は、「学校調査」と「生活保護調査」の二つの区分に分けて、同じ内容の質問をしており、「学校調査」は、小学5年生及び中学2年生とその保護者を対象に、各学校1クラスにおいて調査を実施し、「生活保護調査」は、生活保護世帯の小学4年生から中学3年生までとその保護者を対象に、子どもに対し授業内容の理解度や保護者に対し子どもが勉強できる環境などの質問を実施したとのこと。

「学校調査」においては、国が平成28年度に実施した国民生活基礎調査における貧困線を参考に、保護者の収入に応じて「生活困難層」と「非生活困難層」に分けて分析を行なった結果、「生活困難層」においては、家庭、保護者、子ども、親子の関わりのいずれの状況についても、「非生活困難層」と比べ、困

難な状況にある割合が高い傾向が見られたとのこと。

また、「ヒアリング調査」は、困難を抱える子どもやその家庭への支援活動を行なっている団体など、地域の社会資源の現状を把握するために、それらの団体等を支援している川口市社会福祉協議会に対して実施したとのこと。当該地域の社会資源としては、困難を抱える子ども・若者を支援する団体が13団体、子育て支援や障害児・保護者への支援を行う団体がそれぞれ3団体、子どものいる外国籍家庭への支援を行う団体が1団体あり、各団体の活動を通じて、貧困と思われる家庭に、必要な支援などを行なっているとのこと。

今後は、本調査結果を基に、今年度策定予定の「第2期子ども・子育て支援事業計画」に子どもの貧困対策を盛り込み、市内の社会資源を活用したネットワークの構築を図るとともに、「子どもの生活学習支援事業」の内容の充実を図るなど、着実に取り組んでいくとのことでありました。

以上のような説明に対して、まず、子どもが進学を叶えられるための具体的な取り組みについて問われ、これに対して、子どもの生活学習支援事業を実施しているところであり、さらに充実させていく必要があると考えているとのこと。

これに関連して、子どもの生活学習支援事業の周知の方法について問われ、これに対して、就学援助の申請や児童扶養手当の現況届のときに案内するほか、学校に出向き、教員に対しても事業の周知を図っているとのことでありました。

このほか、子育てにより離職した方への就労支援について等、質疑応答の後、本報告を終了いたしました。

最後に、報告事項の3「待機児童の状況及び解消に向けた対策について」報告を求めましたところ、次のような説明を徴しました。

平成31年4月1日時点の本市における待機児童の状況としては、利用申込児童数3,616人に対し、入所できなかった利用保留児童数は1,128人であり、このうち国の定義に基づき、条件付きで申請を行なった児童を除いた76人が待機児童となるとのこと。

本市では、「川口市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、待機児童の解消を目指し、保育所の整備を進めているところであり、平成27年度からの4年間の整備により、7,738人から10,453人と2,715人の定員数の拡大を図ってきたが、5カ年計画の中間年度にあたる平成29年度に見直しを行い、待機児童の状況や社会情勢の変化による保育所利用希望数などを勘案し、平成30年度及び平成31年度の計画値を上方修正し、待機児童の解消に向けて、「保育定員の拡大策」、「保育人材の確保策」を進めているとのこと。

「保育定員の拡大策」については、「公募による保育所整備」、「保育所における柔軟な歳児別定員の設定等」、「認定こども園の整備」、「私立幼稚園長時間預

かりの推進」の4つの施策を中心に、保育定員の拡大を図っていくとのこと。

「保育人材の確保策」については、「保育士宿舎借上支援事業」、「保育補助者雇上強化事業」、「保育士賃金補助事業」に加え、今年度から新たに「保育所等業務効率化推進事業」を実施し保育士の新規就業や離職防止を図り、保育士の働きやすい環境を整備していくとのこと。

これらの取り組みのほかにも、安全・安心な保育を実施することを目的とした「乳児用呼吸モニター購入補助事業」や、認可外保育施設を利用する保護者の経済的負担軽減を目的とした、「認可外保育施設利用料補助事業」を実施しているとのことでありました。

以上のような説明に対して、保育士宿舎借上支援事業など補助金申請に対する実績報告について等、質疑応答の後、本報告を終了し、委員会審査を終了した次第であります。

以上で報告を終わります。